

2025 年 4 月 25 日

各 位

株 式 会 社 タガヤス

保全管理人 弁護士 山 本 幸 治

会社更生手続開始の申立てに関するお知らせ（F A Q）

株式会社タガヤスは、令和7年4月25日に大阪地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行いました。本件につきまして予想される質問についてF A Qを作成いたしましたので、お知らせいたします。

【目次】

1 会社更生手続に関する一般的なご質問	2 頁
2 債権者様に関するご質問	5 頁
3 債権者説明会に関するご質問	4 頁

1 会社更生手続に関する一般的なご質問

Q1 会社更生手続とは何か。

A1 経済的苦境に陥った会社を、裁判所の監督の下に、事業を継続しながら再建を図る手続です。更生手続開始決定が出た場合、会社の経営権および財産管理処分権は、裁判所から選任された管財人（開始決定までは保全管理人）に専属し、管財人が、裁判所の監督の下、利害関係人との調整を図りながら当該会社の再建を図ることとなります。

Q2 今後の更生手続の流れはどのようなになるのか。

A2 債権届出期間、債権調査期間、更生計画案の提出期間など今後の手続は、更生手続開始決定時に裁判所が定めます。

現在は、裁判所からの保全管理命令及び調査命令の発令により、保全管理人に会社の財産管理処分権が移転し、保全管理人を中心として事業を継続しつつ、裁判所に選任された調査委員により、当社の更生手続開始原因・財産状況などの調査が行われております。調査委員の調査結果を踏まえ、手続の開始が相当と認められた場合には、裁判所が更生手続開始を決定します。また、更生手続を進める管財人として誰を選任するかについても、更生手続開始決定時に裁判所が決定します。

更生手続開始決定後は、債権者の皆様から債権届出書をご提出いただき、

債権調査手続によって、更生債権の金額などを確定します。その後、管財人は、定められた期間内に更生計画案を提出し、債権者の皆様の賛否を問う投票が行われます。投票の結果、更生計画案が可決され、更生計画が認可されると、更生計画の定めに従って弁済等を行うことになります。今後、重要情報につきましては、随時ホームページに掲載して参ります。

Q3 経営陣は手続にどのように関与するのか。

A3 当社の経営権及び財産管理処分権は保全管理人に専属しますので、保全管理人において事業運営を行うことになります。

Q4 なぜ、会社更生手続を選択したのですか。

A4 会社更生手続は、厳格な手続であり、裁判所の監督の下に進められ、公明・公正・衡平な処理により事業の再建ができることから、会社更生手続が妥当と判断しました。

Q5 会社更生の見込みはあるのですか。

A5 当社の事業価値や当社の事業に対する社会的要請等に鑑みれば、再建支援を申し出る企業が現れて、弊社の再建を実現できる見込みは十分に存在すると考えております。

Q6 スポンサーは決まっていますか。候補者はいるのですか。

A6 事業価値の劣化を最小限にするためには早期のスポンサー選定が必要であると考えております。本申立てと同時にスポンサーの選定のための手続に着手し、適切なスポンサーを選定するための万全の体制を整えております。裁判所の監督の下、最終的にスポンサー選定を行う予定です。

2 債権者様に関するご質問

Q1 会社は潰れたのですか。倒産したのですか。

A1 会社更生は、事業を停止する破産とは異なり、事業を継続しながら会社の再建を図る手続です。申立て以降も従来どおり営業を継続し、再建を図るために一層の営業努力をする所存です。

Q2 これまでに支払いを受けていない売掛金はどうなりますか。

A2 令和7年4月24日までの原因に基づいて発生した債務については、裁判所の命令によって弁済することが法的に禁止されており、原則として今後策定する更生計画が裁判所から認可された後に、更生計画の内容に従って弁済されることとなります。

Q3 令和7年4月24日までの原因に基づいて発生した債務とは、どのような債務を意味するのか。

A3 支払日や弁済期が令和7年4月24日以前（同日を含む）に到来する債務という意味ではなく、あくまでも債権の発生原因が同日以前に発生した債務という意味になります。例えば、令和7年4月24日以前に商品を納品していただいた場合や、同日以前に委託した業務に従事していただいた場合については、締め日や支払日が令和7年4月25日以降に到来するものであっても支払うことができないという意味になります。

Q4 令和7年4月25日以降の取引により生じた請負代金や売掛金は支払ってもらえるのか。

A4 令和7年4月25日以降の取引によって生じた請負代金や売掛金については、全額お支払いさせていただきますので、今後の取引の継続にご協力のほどよろしくお願い致します。

なお、支払事務処理との関係上、令和7年4月25日以降の取引に関する請求書につき、令和7年4月24日以前の取引に関する請求書と区別して発行をいただきますようお願い申し上げます。

Q5 弊社は債権額が10万円しかないが、それでも支払ってもらえないのですか。

A5 10万円以下の債務の弁済（少額弁済）については、保全処分命令の対象外であり、弁済が禁止されておりませんが、令和7年4月24日までの原因に基づいて発生した債務について、令和7年4月25日以降の取引によって生じた債務と区別して請求書を発行していただく必要があります、債権額の確定作業等の後にお支払いさせていただきます。

3 債権者説明会に関するご質問

Q1 債権者説明会を開く予定はあるのか。

A1 債権者説明会は、以下のとおり開催する予定です。

詳しくは、当社ホームページ掲載の「債権者説明会開催のお知らせ」をご覧ください。

【場 所】 エル・おおさか

〒540-0031 大阪府中央区北浜東3番14号

【TEL】 06-6942-0001

【URL】 <https://www.l-osaka.or.jp/>

【アクセス】

◎Osaka Metro谷町線・京阪電鉄「天満橋駅」から西へ300m

◎Osaka Metro堺筋線・京阪電鉄「北浜駅」から東へ500m

【日 時】 令和7年5月2日（金）

午後1時00分から午後2時00分（開場 午前12時30分）

Q2 債権者説明会には誰でも出席できるのか。

A2 債権者様は、皆さまご出席いただけます。なお、会場のスペースの都合上、1社につき2名様まででお願い致します。

当日は、ご入場いただく際に、お名前・会社名等のご記入、名刺のご提出をお願い致します。

Q3 今回の債権者説明会に出席できないが、他に債権者説明会を開催する予定はないのか。債権者説明会に出席しない者は、どのように情報を入手すればよいか。

A3 現在のところ、改めて債権者説明会を開催する予定はございません。債権者説明会で配布した資料は、希望される場合には、ご郵送等の対応をさせていただきます。

本更生手続に関する情報は、ホームページ上で随時ご提供してまいりますので、ご出席頂けなかった債権者様はそちらをご覧ください。

なお、債権者説明会にご出席されないことで、手続上不利益な取扱いがなされることはありません。